“農地・水・環境保全”
水土里のネットワーク通信

第133号
2021．5．1発行
島根県農地･水･環境保全協議会

島根県中山間地域等直接支払交付金･多面的機能支払交付金検討委員会を開催

島根県農林水産部農林水産総務課　農山漁村振興室

検討委員会

県では、多面的機能支払交付金（以下、「本交付金」という）による取組がより効果的に実施されるよう、外部の有識者の方に取組状況などの点検・評価をしていただく第三者委員会（交付金の検討委員会）を毎年度開催しています。

令和２年度より、これまで別々で開催していた本交付金と中山間地域等直接支払交付金（以下、「中山間直払」という）の第三者委員会を統合し、両交付金を活用した取組を俯瞰的な視点で点検・評価していただけるよう「島根県中山間地域等直接支払交付金・多面的機能支払交付金検討委員会」に再編しました。

新たな第三者委員会として初めての検討会を、令和３年３月１９日（金）に奥出雲町の鳥上コミュニティーセンターで開催しました。県の担当者から、県内の取組状況のほか、県内の取組事例などを説明し、委員の皆様からご意見をいただきました。

また、同日に奥出雲町の中山間直払の集落協定、本交付金の活動組織「鳥上地区農地・水・環境保全管理協定」との意見交換・現地視察を行いました。活動組織の方からは活動を始めたきっかけ、主な活動内容、今後の課題などをお話しいただき、委員の皆様との意見交換をしていただきました。

主な内容は、次のとおりです。

「鳥上地区農地･水･環境保全管理協定」との意見交換会

【委員からの意見等】

〇検討会

・県が進めている広域化については、広域化による組織のメリット、デメリットなどを地域の実情に合わせて説明する必要がある。

・５年後、１０年後どうなるかが心配。地域のリーダーがいることが重要。地域をどのように守っていくか、両交付金をうまく活用して考えていかなければならない。

○意見交換会

・奥出雲町は環境にも恵まれ、町のサポートもある。成功事例を分析して、優良事例を他地域へ広げてほしい。
・集落での活動だけでなく、集落間で連携して活動できると良い。

島根県では、第三者委員会でいただいたご意見を、今後の本交付金の推進に役立ててまいります。

また、今年度も活動組織の皆様からのご意見をいただきながら、本交付金の取組がより良いものになるよう推進していきますので、引き続きよろしくお願いいたします。

令和3年度改正のポイント

加算措置が創設されます

○水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）の推進

「田んぼダム」とは、大雨時に河川や水路の水位の急上昇を抑えることで下流域の湛水被害リスクを低減させることを目的に、水田の落水口に流出量を抑制するための排水調整板を設置する等して雨水貯留能力を人為的に高める取組み。

【加算措置の要件】

① 事業計画の変更

市町村が策定する水田貯留機能強化計画に基づいて、資源向上支払（共同）の活動項目「48 水田の貯留機能向上の活動」または「55 防災・減災力の強化」の取組として田んぼダムを実施すること。

② 実施面積

事業計画期間中に、資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち、５割以上（広域活動組織の場合は、加算措置に取り組む集落ごとに交付を受ける田面積全体の 5 割以上）で田んぼダムを取り組むこと。

【加算単価】

資源向上支払（共同）の加算単価（円/10a）

	加算単価
田	400

※本支払の活動を５年以上実施、または長寿命化のための活動に取組む地区は加算単価に 0.75 を乗じた額となります。

注 1)加算対象面積は、対象農用地面積のうち田面積全体です。
注 2)要件を満たす限り、加算措置は次期の事業計画期間においても適用されます。

活動内容が拡充されます

○鳥獣被害防止対策の強化

「53 農地周りの環境改善活動の強化」が今年度から「53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化」となり活動内容が拡充されます。

これまでの活動に加えて、「鳥獣緩衝帯※1 の整備・保全管理」も対象となります。

※1　鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村が策定する鳥獣被害防止計画に基づく活動の中で設置されたもの等

活動事例紹介

今回は、令和元年度から農地維持・資源向上(共同)に取り組まれている「農業保全がんばり隊」(松江市)の「お便り」をご紹介します。

“環境保全がんばり隊だより”

発行　松浦一義　　令和２年９月　第３号

農地の延命と非農家とともに活動することによってコミュニケーションを図る目的で昨年からスタートした多面的機能支払交付金事業の２年目を迎えました。

年度当初から新型コロナウイルス感染が大都市を中心に拡大し、かつてない経済に大きな影響を及ぼしています。３密を避けるため、飲食業、観光業界、旅客業者、イベント会場等あらゆるところまで影響があり、収束が見いだせない状況下にあります。

幸いにも私たち農家だけで見ると、ひたすら打ち込むことができたのではないでしょうか。

引き続き、この事業に農家のみならず、非農家とともに育てていきたいと思いますのでご協力を！

◆総会（書面による議決）

年１回開催することになっている総会は、新型コロナウイルス感染にかかる今回の事態に限り、成立及び議決について書面により行いました。

１号議案　令和元年度の活動報告、収支決算
２号議案　令和２年度活動方針
３号議案　役員の選出
　代表　松浦一義　　副代表　福山隆志
　監事　今岡和広・福山健治

１号、２号、３号議案共に全員の賛成により成立しています。

◆２年目のひまわり畑

5/24 大輪のひまわりを期待しながら 18 人の参加を得て、ひまわりの種を播きました。昨年より 20 日早く播いたのに期待外れでした。

苗が大きくなるにつれ、昨年の種が田んぼから芽を吹き密集してしまい、茎、花共に小さくちょっと寂しく感じられました（反省）。

松浦照夫さんの畑では大きな花が咲き誇りました。

◆猪防護柵の配布

今年も猪防護柵の注文の取りまとめを行いました。予算の関係上 300 枚限定とさせていただいたところ、多くの枚数の申し込みがあり、一律 95%の配布としました。

猪の被害は増える一方で、防護柵が必要なことと思いますが、荒廃になった農地に設置してあるところは、現在の農地を守るために移動していくことも考えていただきたい。

◆草刈り機の替刃の配布

春から秋にかけて、草はぐんぐん伸びて私たちを困らせています。この事業でお手伝いができたらと草刈り機の替刃を配布しました。

休耕田は、１年に１回は草刈りをすることになっていますので、是非、活用して農地として守っていただきたい。

◆今年の予算配分

景観形成ひまわり植え付け事業	51 千円
猪防護柵 300 枚購入	370 千円
不在地主農地草刈り、除草剤散布	50 千円
草刈り機替刃配布	60 千円
小破修繕費	30 千円
役員会日当、その他管理費	50 千円

令和２年度で活動期間が終了し、今年度取組みを継続される活動組織の皆さんは、新たな５年間の活動計画を策定し、市町村に６月末までに申請してください。
活動計画書の様式は、協議会ホームページに掲載していますのでダウンロードしてお使いください。

★協議会事務局では活動計画書作成をサポートしています★

構成員名簿と、長寿命化を取り組まれる組織は５年間の計画をご用意ください。
今までの計画書を基に一緒に申請に必要な書類を作っていきましょう。
連絡先０８５２-３２-４１４１　協議会事務局　深田まで

草刈りなどの作業は安全第一

全国で、令和２年度多面的機能支払交付金の共同活動中に発生した事故の報告が116件ありました。
被災状況は、死亡事故が１件、転落・転倒による被災が44件、草刈機等への接触による被災（主に創傷）が33件などでした。
また、保険に加入していなかった事故が３件ありました。
作業をする場合は、細心の注意を払うとともに、複数人で作業をするなど、安全対策に心がけてください。
また、活動を行う前には必ず保険に入りましょう。
（交付金から支払いが可能です。）

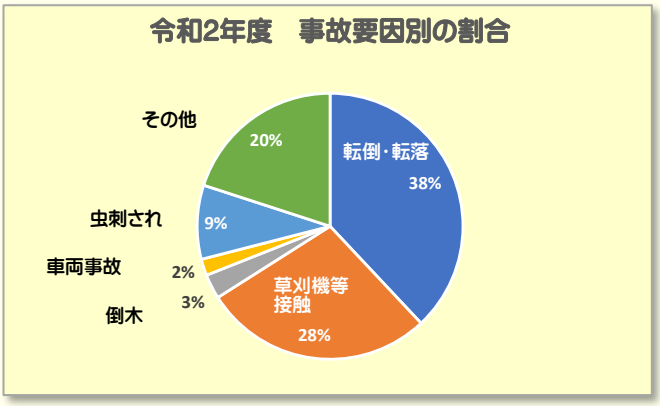

ネットワーク通信第128号に同封しました「共同活動の安全のしおり」を参考に、作業前に皆さんで安全対策について再度確認をお願いします。

※万一、作業中に事故が発生した場合は、第一報を市町村担当者に連絡してください。

～担当者の声～

私も年度末に組織の方と一緒に報告書作成をしましたが、皆さん報告書が出来上がると、明るい顔になって「これでホッとしたわ～」と話されます。大変な書類作成も、地域のためにと皆さん頑張っておられます。本当にお疲れ様でした。気づけば、田んぼには水が張られ田植えが始まっています。これから草刈り作業も本番を迎えます。皆さん怪我の無いようこの一年も頑張ってください。（協議会　Ｆ）

～多面的機能支払交付金に関することは～

◆島根県農地・水・環境保全協議会
〔事務局〕水土里ネット島根
Tel 0852-32-4141　Fax 0852-24-0848
http://www.nouchimizu-shimane.jp

◆島根県農林水産部農林水産総務課　農山漁村振興室　Tel 0852-22-5119
http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/nougyo/kojo_taisaku/
◆又は最寄りの各市町村担当課までお問合わせ下さい。

御幡を守る会（出雲市）

全国の活動組織の事例はこちらから
多面事例　検索

「農村ふるさと通信」はこちらから
農村ふるさと　検索